

民生児童委員（民生委員・児童委員）について

1. 民生委員とは

民生委員法により、厚生労働大臣が委嘱します。住民の立場に立って相談に応じ、市役所など関係機関へのつなぎ役として必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めます。

また、児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられたものとされ、「民生委員・児童委員」とも言われます。



2. 民生委員の身分・資格

身分：非常勤特別職の地方公務員（無給）

ただし、実費弁償として、県から年間6万2百円支給される。

資格：満18歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上多治見市に住所のある者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者。

3. 民生委員の定数・任期

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を踏まえて、岐阜県の条例で定められます。

※基準：人口10万人以上の市は170～360世帯ごとに1人。

多治見市の定数・委員数

（令和6年11月30日現在、※7人未定）

協議会名	民生委員 定数	主任児童 委員定数	定数 合計	男女別人数		未定
				男性	女性	
養正地域民生児童委員協議会	18	2	20	12	8	0
昭和地域民生児童委員協議会	17	2	19	6	12	1
脇之島地域民生児童委員協議会	9	2	11	3	8	0
精華地域民生児童委員協議会	25	2	27	6	18	3
共栄地域民生児童委員協議会	6	2	8	3	5	0
小泉地域民生児童委員協議会	14	2	16	6	10	0
池田地域民生児童委員協議会	10	2	12	5	7	0
根本地域民生児童委員協議会	17	2	19	10	9	0
南姫地域民生児童委員協議会	8	2	10	4	6	0
北栄地域民生児童委員協議会	18	2	20	7	10	3
市之倉地域民生児童委員協議会	11	2	13	4	9	0
滝呂地域民生児童委員協議会	12	2	14	4	10	0
笠原地域民生児童委員協議会	18	2	20	3	17	0
合計13地域	183	26	209	73	129	7

任期：3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）

※任期途中で退任された方の後任は、前任者の残任期間を引き継ぎます。

4. 民生委員選任までの流れ

- ① 区長から市へ候補者推薦
↓
- ② 各区の候補者を市の**民生委員推薦会**が県へ推薦
↓
- ③ **県知事**が国へ推薦
↓
- ④ **厚生労働大臣**が委嘱

5. 民生委員の職務

- ① 実態把握：地域住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する
- ② 相 談：援助を必要とする人の生活に関する相談に応じる
- ③ 情報提供：援助を必要とする人が福祉サービスを利用するために必要な情報を提供する
- ④ 連携支援：社会福祉に関する活動を行う者と連携し、その事業または活動を支援する
- ⑤ 業務協力：福祉に関する事務所や関係行政機関等の業務に協力する

6. 民生委員の主な活動

- ・災害時避難行動要支援者やひとり暮らし高齢者等の見守り
 - ・福祉サービス利用等の支援
 - ・小中学生等への声かけ、見守り
 - ・児童虐待への対応（市役所や子ども相談センター等への連絡）
 - ・市内小学校区ごとにある各地域民生児童委員協議会での活動（定例会、研修会 等）
 - ・多治見市民生児童委員協議会での活動（理事会、役員会、総会、研修会 等）
- ※活動には地域との密接な関係が不可欠であり、地域の組織や社協、福祉委員などとの連携も含まれています。

7. 倫理規定

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。（民生委員法第15条）



8. 一斉改選

民生委員の任期満了に伴い、3年に一度、一斉に改選されます。令和7年の改選に向けての今後の予定は、概ね次のとおりです。

令和 7年	4月	区長会で候補者選出の協力依頼・推薦用書類の配付
	7月上旬	区長様から推薦書類の提出（高齢福祉課へ）
	8月中旬	多治見市民生委員推薦会で推薦決定
	8月下旬	多治見市民生委員推薦会から県へ推薦
	12月上旬	委嘱状伝達

※県のスケジュール（案）を基にしています。県のスケジュールに変更があれば、市の予定も変更となる可能性があります。